

第 4 章 医療安全管理システム確立のための今後の課題

1 これまでの取り組みの総括

市大附属病院が、患者取り違え事故の強い反省に立ち、それ以後の約2年間に病院をあげて取り組んできた医療安全管理の活動の概要を第1章～第3章で報告してきた。

すでに述べたように、平成11年以前においても患者の安全確保を目的とした取り組みは院内の一部の部署では実施されていた。しかし実際に重大な事故は起こり、それを機に、医療安全管理の取り組みを確実に全病院的なものに止揚すること、すなわち医療安全管理を院内の枢要なシステムとして確立し継続的に活動する組織体制を作り上げることが不可欠であるとの認識が院内に形成されていった。

その時点で、医療安全管理の包括的な体制について、部分的ではあるが先進的な取り組みから学ぶことから着手した。それがインシデント報告システムの取り組みであった。

当院の活動の歩みは決して早いものではなかったが、多くの職員の参加が得られ、インシデント報告システムの仕組みを通して個々の職員が、自らの業務をあるいはチームの医療行為を検証し見直すことが徐々に日常化されてきている。

この継続的な活動が組織に確実に定着すれば、医療安全のみならず病院の提供するサービス総体の質の向上にも大きく寄与にすることと確信できると考える。また、逆に、病院の様々な機能を向上させていく活動が恒常的に実施されていけば、医療安全管理の質の向上にもよい影響を及ぼすことを期待している。当院はこの相補的な関係をしっかりと認識し、今後は多様なアプローチも視野にいれることが必要である。

このような観点にたち、以下に、1. 医療安全管理システムの充実にむけて当面の課題として取り組むべき事項と、2. 医療安全管理にも大きい影響を与える病院機能の向上に関わる検討課題については次のとおりである。なお、ここに掲げる課題は主なものを掲げた。

2 医療安全管理システムの充実にむけての当面の重要課題

基本的には現在の活動を継続的にすすめていくことがもっとも重要であるが、以下の点も繰り返し強調して取り組むことが必要である。

全職員への安全意識の浸透の徹底

これは安全管理を進めていく上での基盤となることである。各部門のリスク・マネージャーを中心に多くの職員が安全管理に大きな関心を持ち、実質的な関わりをもっているが、全職員が共通の深さで安全意識をもつには至っていないと思われる。様々な啓発セミナーやワークショップ、ニュース等の広報などを通じてさらに安全意識の浸透を図る。

インシデント報告提出の促進

インシデント報告の提出総数は増加しつつあり、このことは上記の安全意識の浸透の結果として評価される傾向であろう。しかし、先進的の病院からも報告されているように、当院でも診療科からの報告が少ない。医療の現場を改善していく有効な提案制度であるという認識をしっかりと理解させることが課題である。医師によるインシデント報告に基づいた改善事例の積み重ねとその提示が必要と思われる。

インシデント報告への迅速で有用なフィードバックの努力

インシデントが報告されても現場への有用なフィードバックがなければ、時間の推移とともにシステムは形骸化する恐れがある。それを防ぐためには、リスクの重要性を的確に判断できる力を安全管理担当職員やリスク・マネージャーがもち、重要性に応じた現実的な事故防止策を提案する技術を開発しなければならない。

インシデント報告の分析方法の確立

インシデント報告の目的は、たんに部署別あるいは業務別報告数の定量的な分析をすることではなく、事例の背景に存する共通の危険要因を抽出し効果的な対応策を見出すことである。そのためには、インシデントの報告様式の継続的検討とレポート報告能力の強化が前提となる。研修等により能力開発を実施することが必要と思われる。

事故予防マニュアルの定期的点検・改定と共有化の促進

各部門で作成し用いている事故予防マニュアルや安全管理チェックリストの改定が行われている。これらを安全管理部門で集約し、各部門で可能な限り共通なマニュアルを使用することに供する。これらを利用して共通の機器等についての実地講習会を開催する。

研修医への教育の充実

研修医に対する事故予防の指導を徹底するため、の共通マニュアルを用いて研修医への教育を実施する。これにより技術習得途上の研修医による業務の確度に大幅な改善が期待される。また、研修医のみならず途中採用医師や他の職員に対しても共通マニュアル利用の講習会を開催する

3 医療安全管理にも大きい影響を与える病院機能の向上に関わる検討課題

全般的なQ I (Quality Improvement)の視点で、以下の取り組みを検討する。

診療情報の記載の標準化の促進

おもな診療情報には、カルテと看護記録があるが、診療情報の開示は患者と医療提供側との信頼関係を構築するためには必要なプロセスである。そのためには開示に沿った記載内容の充実が求められる。わが国の医学・看護教育のなかでは十分な対応ができてこなかったが、現在すこしずつ改善の方向が示されてきている。当院においても記載事項や内容の標準化を目標に充実させていきたい。

インフォームド・コンセントの充実

インフォームド・コンセントは医療の基本のひとつである、との認識が社会に定着してきている。患者が自分自身が受ける医療の内容を共有していることは事故予防においても極めて有効である。しかし、実効性の高いインフォームド・コンセントを実施することは医療提供側にも相当の負担と努力を必要とする。当院においても、抗がん剤投与患者についてインフォームド・コンセントを実施し、診療チームとして情報を共有し職種に応じた安全管理の点検を継続して行う方法論を有する診療科の事例がある。これらの事例を参考に他の診療科にもインフォームド・コンセントの充実を波及させていきたい。

病院機能の外部評価の受け入れの準備

病院機能全般についての外部評価を受けることは自らを省みる契機として適切である。審査を受ける前の十分な準備のプロセス自体が有用であること、評価の結果で指摘される要改善事項が一定の評価基準に基づいた明示的なものであること等、受審のメリットは大きい。既に、10を超える大学病院が受審している。当院においても受審を目標にした準備のための活動を具体的に進めたい。